

平成27年第3回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その12）

堺 市 議 会

目 次

	頁
議員提出議案第25号 堺市職員の政治的行為の制限に関する条例……………	3
議員提出議案第26号 大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を 改正する条例……………	7

平成27年8月26日

堺市議会議長
水ノ上 成 彰 様

提 出 者

堺市議会議員

同
同
同
同
同
同

伊豆丸 精 二
札 場 泰 司
的 場 慎 一
小 林 由 佳
井 関 貴 史
三 宅 達 也
米 田 敏 文

堺市議会議員

同
同
同
同
同

黒 瀬 大
青 谷 幸 浩
黒 田 征 樹
西 田 浩 延
上 村 太 一
池 田 克 史

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第25号 堺市職員の政治的行為の制限に関する条例

理由

職員に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障するとともに、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現するために本条例案を提案するものである。

堺市職員の政治的行為の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、職員に対して制限する政治的行為その他必要な事項を定めることにより、職員の政治的中立性を保障するとともに、本市の行政の公正な運営を確保し、もって市民から信頼される市政を実現することを目的とする。

(政治的行為の制限)

第2条 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第36条の規定の適用を受ける職員に限る。以下同じ。）は、法第36条第2項第5号の条例で定める政治的行為として次の各号に掲げる政治的行為をしてはならない。

- (1) 政治的目的のために職名、職権その他公私の影響力を利用すること。
- (2) 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費その他の金品を国家公務員又は職員に与え、又は支払うこと。
- (3) 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し、又はこれらの行為を援助すること。
- (4) 政治的目的をもって、多数の人の行進その他の示威運動を企画し、組織し、若しくは指導し、又はこれらの行為を援助すること。
- (5) 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること。
- (6) 政治的目的を有する署名若しくは無署名の文書、図画、音盤若しくは形象を発行し、回覧に供し、掲示し、配布し、若しくは多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、又はこれらの用に供するために著作し、若しくは編集すること。
- (7) 政治的目的を有する演劇を演出し、若しくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること。
- (8) 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、襟章、服飾その他これらに類するものを製作し、又は配布すること。
- (9) 政治的目的をもって、勤務時間中において、前号に掲げるものを着用し、又は表示すること。
- (10) いかなる名義又は形式をもってするかを問わず、前各号の禁止又は制限を免れる行為をすること。

(本市の区域外から行う政治的行為)

第3条 職員が法第36条第2項第1号から第3号まで及び前条各号に掲げる政治的行為を、電話をかけ、又はファクシミリ装置を用いて送信する方法その他の方法により、本市の区域（当該職員が区に勤務する者であるときは、当該区の所管区域。以下同じ。）外から本市の区域内に宛てて行った場合は、当該政治的行為は本市の区域内において行われたものとみなす。

(懲戒処分等)

第4条 任命権者は、職員が法第36条第1項から第3項までの規定に違反して政治的行為を行

った場合は、法第29条の規定により、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

2 任命権者は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に規定する教育公務員が同法第18条第1項の規定によりその例によることとされる国家公務員法（昭和22年法律第120号）第102条第1項の規定に違反して政治的行為を行った場合は、法第29条の規定により、当該教育公務員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるものとする。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年8月26日

堺市議会議長
水ノ上 成 彰 様

提 出 者

堺市議会議員
同
同
同

信 貴 良 太
野 村 友 昭
西 川 良 平
野 里 文 盛

堺市議会議員
同
同
同

平 田 大 士
高 木 佳保里
池 尻 秀 樹
西 村 昭 三

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第26号 大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例

理由

大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成27年条例第47号）の規定中、会長の職務等に関し、一部改正を行う必要があるため、本条例案を提出するもの。

大阪戦略調整会議の設置に関する条例の一部を改正する条例

大阪戦略調整会議の設置に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「会長及び副会長各1人」を「会長1人及び副会長2人」に改め、同条第4項中「会長が欠けたときは」の次に「、あらかじめ会長が定めた順序で」を加え、同条に次の3項を加える。

5 大阪会議は、会長が心身の故障のため職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき、職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき、その他会長たるに適しないと認めるときは、会議の議決によって、会長を解任することができる。

6 前項の議決は、委員（第5条第2項に規定する委員を除く。）の過半数の同意を得なければならない。この場合においては、会長は議決に加わることができない。

7 第5項の議決をしようとするときは、大阪会議は、あらかじめ本人に弁明の機会を与えなければならない。

第8条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、出席委員（第5条第2項に規定する委員を除く。）の過半数で決することとする。

(1) 会議の会期

(2) 会議の公開の取扱い

(3) 議題の協議方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営に関する事項であって、会長が必要と認めるもの

第9条第3項中「部会長及び副部会長各1人」を「部会長1人及び副部会長2人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その12)

平成27年9月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-15-0019